笛吹市高齢者福祉計画及び第10期介護保険事業計画策定支援業務委託（債務）プロポーザル実施要領

　　　　　　　　　 　令和７年９月

　　　　　　　　　 笛吹市

**1　目的**

笛吹市の高齢者の状況を的確に把握し、国・県の動向を踏まえながら笛吹市が取り組むべき課題や高齢者施策の方向性、介護サービス量や目標等を定める笛吹市高齢者福祉計画及び第10期介護保険事業計画を策定することを目的とする。この要領は、笛吹市高齢者福祉計画及び第10期介護保険事業計画策定について、委託事業者の募集方法、選定方法などについて定めるものとする。

**２　業務委託の概要**

1. 委託業務の名称

　 笛吹市高齢者福祉計画及び第10期介護保険事業計画策定支援業務委託（債務）

1. 委託業務内容

別紙「笛吹市高齢者福祉計画及び第10期介護保険事業計画策定支援業務委託（債務）仕様書」による。

1. 委託期間

　 契約締結の日から令和9年3月31日

1. 委託料上限額（消費税及び地方消費税額を含む。）

令和7年度　　基礎調査業務　4,155,000円

令和8年度　　計画策定業務　7,441,000円

**３　委託事業者の選定方法**

事業者の選定に当たっては、事業の公平かつ適正な実施を図るため「公募型プロポーザル方式」によるものとし、組織執行体制、導入実績、見積価格の適正さ、企画提案内容などを総合的に審査、評価を行い、当該事業に最も適した事業者を選定するものとする。

**４　参加資格**

　次に掲げる要件のいずれにも該当するものとする。

1. 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項の規定に該当しない法人等であること。
2. 地方自治法施行令第167条の4第2項各号のいずれかに該当すると認められる事実がない法人等であること。
3. 会社更生法(平成14年法律第154号)、民事再生法(平成11年法律第225号)等の規定に基づき更正又は再生手続をしていない法人等であること。
4. 国税、都道府県税、市町村民税を滞納していない法人等であること。
5. 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。)又はその構成員(暴力団の構成団体の構成員を含む。)若しくは暴力団の構成員でなくなった日から5年を経過しない者の統制の下にない法人等であること。
6. 過去5年の間に、高齢者福祉計画・介護保険事業計画を3件以上、かつ地域福祉・障害者福祉などの福祉分野における各種調査の業務委託又は行政計画の策定支援業務を受託し、完了した実績があること。

**５ 参加申込書の提出**

1. 提出書類

①参加申込書（様式第1号）

②事業者概要（様式第2号）

③業務実績書（様式第3号）

④実施体制調書（様式第4号）

⑤誓約書（様式第6号）

⑥納税証明書（国税、都道府県税、市町村民税に未納がない証明書）

1. 提出部数

各2部

1. 提出期限

令和7年9月17日（水）必着

1. 提出方法

持参または郵送による。

持参する場合、平日の8時30分から17時までとする。

郵送する場合は、提出期限内必着で、簡易書留郵便等の送付記録の残る方法により送付すること。

**６　一次審査について**

1. プロポーザル参加申込みが3者以下の場合は、全ての申込み事業者を参　　　　　　　　加事業者としてプロポーザルを実施する。
2. プロポーザル参加申込みが4者を超えた場合は、審査委員会においてあ　らかじめ定められた審査基準に従い審査、採点を行い、評価点数の高い上位3事業者を企画提案書提出要請事業者として選定するものとする。同点の場合は、過去5年の自治体における高齢者福祉計画・介護保険事業計画の業務の実績数による。
3. 審査結果については、参加申込みを行った全ての事業者に対し、その旨　を通知するとともに、確定した参加事業者に対し、企画提案書提出要請を行うものとする。

**７　提案書類の提出**

要件を満たすものとしてプロポーザルへの参加が認められた事業者は、次に定める書類を提出する。

1. 提出書類

①企画提案書（任意様式）

②業務実施体制調書（任意様式）

③業務工程表（任意様式）

④参考見積書及び内訳書（任意様式）

1. 提出部数

7部（正本1部、副本6部）

1. 提出期限

令和7年10月15日（水）必着

1. 提出方法

持参または郵送による。

持参する場合、平日の8時30分から17時までとする。

郵送する場合は、提出期限内必着で、簡易書留郵便等の送付記録の残る方法により送付すること。

**８　二次審査について**

企画提案書の審査を行い、審査委員会においてあらかじめ定められた審査基準に従い、評価基準点（最大評価点の60％）を超えた者を候補者とし、最も得点の高かった候補者を優先交渉権者とする。同点の場合は、見積金額の低い事業者とする。

**９　質問照会及び回答**

1. 質問方法

笛吹市役所介護保険課（[kaigo01@city.fuefuki.lg.jp）に電子メール（様式第5](mailto:kaigo01@city.fuefuki.lg.jp）に電子メール（様式第5)号）で問い合わせることとし、面談または電話での質問は受け付けない。

1. 提出期限

ア　参加申込みに関する質問　　令和7年9月9日（火）必着

イ　企画提案書に関する質問　　令和7年10月7日（火）必着

1. 回答日及び回答方法

ア　参加申込みに関する質問の回答　　令和7年9月11日（木）

イ　企画提案書に関する質問の回答　　令和7年10月9日（木）

質問に対する回答は、電子メールにて全事業者に行うものとする。

**１０　審査結果の通知**

　　　審査結果は、後日すべての参加者に書面で通知する。

**１１　契約の締結**

審査の結果、最高得点取得者として決定した者と本業務の契約交渉を行う。委託候補者と契約締結交渉の結果、合意に至らなかった場合又は諸事情により契約の締結又は業務の執行が困難となった場合は、次の順位の者と交渉するものとする。

**１２　その他の留意事項**

1. 本プロポーザルに係る費用については、すべて事業者の負担とする。
2. 提出書類は、一切返却しない。
3. 採点結果及び採点内容については公表しない。
4. 企画提案書等に記載した担当者等は、原則として変更できないものとする。ただし、やむを得ない理由による変更を行う場合は、変更前に本市の了承を得なければならない。

**１３　担当部署（書類提出先）**

〒406-0031　山梨県笛吹市石和町市部800　笛吹市役所保健福祉館2階

笛吹市役所 保健福祉部介護保険課介護総務担当

TEL　055-262-4111（代表）内線8-14-261

　　 055-261-1903（直通）

FAX　055-262-1318

電子メールアドレス　[kaigo01@city.fuefuki.lg.jp](mailto:kaigo01@city.fuefuki.lg.jp)

**１４　事業スケジュール**

№

項目

実施日

備考

1

参加事業者の募集開始

9月2日（火）

ホームページ

2

4

参加申込質問等受付期限

9月9日（火）

3

参加申込書提出締切り

9月17日（水）

持参午後5時必着

一次審査（参加申込書等の審

査）

9月18日（木）

3者を超える応募が

あった場合の選考

5

企画提案書提出要請通知

9月25日（木）

6

企画提案書質問受付期限

10月7日（火）

7

企画提案書受付締切り

10月15日（水）

持参午後5時必着

8

二次審査（プロポーザル審査委員会

による提案書審査）

10月29日（水）

9

選考結果通知・契約協議等

11月上旬

10

契約締結

11月上旬～中旬